

「横浜市交通局広報誌『ぐるっと』制作業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市交通局広報誌『ぐるっと』制作業務委託」についてプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市交通局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市交通局委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるところにより実施する。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績・会社概要
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針
 - (2) 業務実施体制
 - (3) 提案作品についてのデザイン性
 - (4) 提案作品についての編集・企画等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案書にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各自の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案者の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 交通局総務部経営管理課長
副委員長 交通局総務部総務課長
委員 交通局経営推進室プロジェクト推進課長、交通局高速鉄道本部営業課長、交通局自動車本部営業課観光・貸切担当課長、交通局経営推進室プロジェクト推進課担当係長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を第二物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(停止条件)

第7条 本件にて受託候補者を特定する業務委託は、令和3年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件であるため、予算の議決がなされないときは業務委託を実施しないこととする。

附 則

この要領は、令和3年2月4日から施行する。